

※
生活道路における

令和8年9月1日から

法定速度が30km/hに 引き下げられます



現在、生活道路の最高速度は、速度標識や標示がない場合では60km/hですが、生活道路は地域住民が徒歩や自転車で利用する機会が多く、交通事故が発生した場合、重傷・死亡事故率が高くなります。

生活道路での重大事故の発生を防止し、歩行者等の安全を確保するため、道路交通法施行令が改正され、令和8年9月1日から生活道路における法定速度が60km/h から30km/hに引き下げられることになりました。

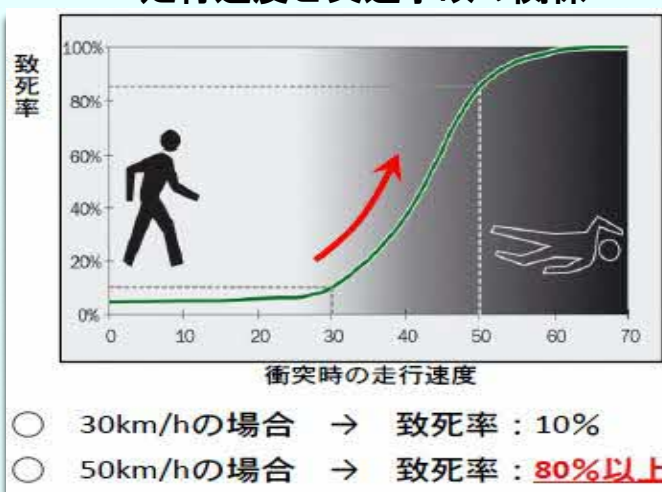
※生活道路…主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等がない道路のことをいいます。

なぜ30km/hなのか…

自動車が衝突したときの衝撃力は速度の2乗に比例して大きくなります（速度2倍→衝撃力4倍、速度3倍→衝撃力9倍）ので、速度超過は重大な交通事故につながりやすくなります。

衝突時の速度が30km/hを超えると、歩行者の致死率が上昇します。

走行速度と交通事故の関係



中央線のない生活道路の例



この道路は
30km/h



この道路は
40km/h

※中央線や中央分離帯がある道路の法定速度は引き続き60km/hです。

※生活道路でも最高速度規制が実施されている道路は、その規制速度が最高速度になります。

鳥取県警察